

議第409号、議第410号、議第411号、議第412号、
議第413号、議第414号、議第415号

意見書の要旨

(西大井駅周辺地区、西五反田三丁目地区、
戸越一丁目地区、東五反田二丁目地区、
広町一丁目周辺地区、大井一丁目南地区、
東五反田二丁目第3地区)

意見書の要旨

[議第409号、議第410号、議第411号、議第412号、議第413号、議第414号、議第415号]

東京都市計画地区計画の変更（西大井駅周辺地区、西五反田三丁目地区、戸越一丁目地区、東五反田二丁目地区、広町一丁目周辺地区、大井一丁目南地区、東五反田二丁目第3地区）に係る都市計画の案を、令和4年12月1日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

名称	意見書の要旨	品川区の見解
東京都市計画 地区計画 (西大井駅周 辺地区、西五反 田三丁目地区、 戸越一丁目地 区、東五反田二 丁目地区、広町 一丁目周辺地 区、大井一丁目 南地区、東五反 田二丁目第3 地区)	I 賛成意見に関するもの 0通(0名) II 反対意見に関するもの 0通(0名)	I 賛成意見に関するもの II 反対意見に関するもの